

第 6 章 環境の保全についての配慮事項

第 6 章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

本事業は埼玉県によって策定されている環境基本計画等の公的な計画のうち、表 6-1 に示す計画と関連している。

計画策定の段階において配慮事項を検討した事項については、表 6-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 6-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称	本事業との 関連
埼玉県	埼玉県環境基本条例(平成 6 年 12 月)	○
	埼玉県環境基本計画(平成 29 年 3 月)	○
	埼玉県土地利用基本計画(平成 25 年 2 月)	○
	埼玉県国土利用計画(第四次)(平成 22 年 12 月)	○
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画)(平成 27 年 3 月)	○
	埼玉県 5 か年計画(平成 29～令和 3 年度)(平成 29 年 7 月)	○
	第 2 次埼玉県広域緑地計画(平成 29 年 3 月)	○
	埼玉県景観計画(平成 19 年 8 月告示、平成 28 年 3 月 29 日変更告示、平成 28 年 4 月 1 日施行)	○
	まちづくり埼玉プラン(平成 30 年 3 月)	○
	第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針(H29～R3)(平成 29 年 4 月)	○
	第 8 次廃棄物処理基本計画(平成 28 年 3 月)	○
	川島町	第 5 次川島町総合振興計画後期基本計画(平成 28 年 3 月)
川島町都市計画マスタープラン改訂版(平成 25 年 4 月)		○
川島町人口ビジョン・川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 27 年 10 月)		○
川島町 6 次産業化戦略(平成 29 年 3 月)		○
KJブランド戦略(平成 29 年 3 月)		○
	環境総合計画《環境基本計画 一般廃棄物処理基本計画》(見直し版)(令和 3 年 3 月)	○

表 6-2(1) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
埼玉県環境基本条例 (平成 6 年 12 月)	事業者は、事業活動に伴い生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・ 進出企業に対しては、各種法令や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 ・ 建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、進出企業に指導する。
埼玉県環境基本計画(平成 29 年 3 月)	21 世紀半ばを展望した長期的な目標(将来像)を設定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり ・ 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり ・ 恵み豊かな緑や川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・ 安心・安全な環境保全型社会づくり ・ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。 ・ 計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 進出企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。
埼玉県土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月)	計画地は「圏央道地域」に区分され、圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高めていくとされている。また、工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努めることとされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・ 計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
埼玉県国土利用計画 (第四次) (平成 22 年 12 月)	「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、4 つの基本方針が示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県土の有効利用 ・ 人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・ 安心・安全な県土利用 ・ 多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 進出企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・ 建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、進出企業に指導する。
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)(埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成 27 年 3 月)	2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量(需要側)を 2005 年比 21%削減することを目標として、7 つのナビゲーションが提示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素型で活力ある産業社会づくり ・ 低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・ 低炭素型ライフスタイルへの転換 ・ 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・ 低炭素で潤いのある田園都市づくり ・ 豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO₂吸収源対策) ・ 低炭素社会への環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス(CO₂)への対策として、計画地内に公園及び緑地を整備する。 ・ 進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表 6-2(2) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県5か年計画(平成29～令和3年度)(平成29年7月)</p>	<p>平成29年度～33年度までの5か年計画として、埼玉県は3つの将来像の実現を目指すこととしている。</p> <p>【埼玉県の目指す3つの将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 希望と安心の埼玉 ・ 活躍と成長の埼玉 ・ うるおいと誇りの埼玉 <p>埼玉県の目指す将来像の実現に向け、時代の潮流に対して積極果敢に挑む取組を「11の宣言」として位置付けている。</p> <p>【宣言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚・出産・子育ての希望実現 ・ 健康・医療・介護の安心確保 ・ 大地震など危機への備えの強化 ・ 地域をつなぐ社会基盤の整備 ・ シニアの活躍推進 ・ 次代を担う人材育成 ・ 女性が活躍する社会の構築 ・ 稼ぐ力の向上 ・ 儲かる農業の推進 ・ 新たなエネルギー社会の構築 ・ オリンピック・パラリンピックなどを契機とした地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 進出企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・ 進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>第2次埼玉県広域緑地計画(平成29年3月)</p>	<p>身近な緑に関する施策の方針として、3つの基本方針とそれぞれの展開方針を掲げている。</p> <p>【基本方針及び展開方針】</p> <p>① 「身近な緑」を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「身近な緑」の保全 ・ 「身近な緑」の確保 ・ 生物多様性からの視点 <p>② 新たな緑をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設の緑化 ・ 民間施設の緑化 <p>③ 「身近な緑」を活用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑を活用する、またリーダーとなる「担い手」を育成する ・ 連携・協働による活用 ・ 緑の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
<p>埼玉県景観計画(平成19年8月告示、平成28年3月29日変更告示、平成28年4月1日施行)</p>	<p>計画地の位置する川島町は、特定課題対応区域の圏央道沿線区域に区分されており、将来の景観像を目指すため、下記の事項が定められている。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・ 歴史と伝統が語られる景観づくり ・ 身近な生活環境を良くする景観づくり ・ 県民が主体となった景観づくり ・ 地域間の交流を進める景観づくり <p>また、建築面積が200平方メートルを超える業務用等の建築物、工作物及び資材置き場等を届出対象として規制・誘導等が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
<p>まちづくり埼玉プラン(平成30年3月)</p>	<p>県民生活の視点から埼玉の目指すべき将来都市像とそれを実現していくためのまちづくりの目標が示されている。</p> <p>【将来都市像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどり輝く 生きがい創造都市 ・ ～暮らし続けるふるさと埼玉～ <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンパクトなまちの実現 ・ 地域の個性ある発展 ・ 都市と自然・田園の共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・ 建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、進出企業に指導する。

表6-2(3) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
第3次田園都市産業ゾーン基本方針(H29～R3)(平成29年4月)	<p>圏央道沿線地域に加え圏央道以北地域などにおいて、高速道路インターチェンジ周辺や県内主要幹線道路周辺に田園環境と調和した産業基盤づくりを積極的に進められるよう具体的方針を定めている。</p> <p>【県の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の産業基盤づくりを支援する ・官民連携で進める ・周辺環境と調和した産業基盤づくりを進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
第8次廃棄物処理基本計画(平成28年3月)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するために策定された。</p> <p>【計画の概要】</p> <p>(1) 計画の方向性 廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会の実現を目指す</p> <p>(2) 平成32年度の目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量【一般廃棄物】503グラム(平成25年度:541グラム) ・年間の事業系ごみ排出量【一般廃棄物】48万8千トン(平成25年度:54万3千トン) ・1人1日当たりの最終処分量【一般廃棄物】44グラム(平成32年度)〈平成25年度:49グラム〉 ・年間の最終処分量【産業廃棄物】17万5千トン(平成25年度:19万4千トン) <p>(3) 達成するための4つの柱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1の柱 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進 ・第2の柱 廃棄物の適正処理の推進 ・第3の柱 環境産業の育成 ・備えの柱 災害廃棄物対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生する廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に努め、適正に処理を行う。 ・進出企業に対しては、廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)、適正処理等を推進するよう働きかける。
第5次川島町総合振興計画後期基本計画(平成28年3月)	<p>本計画は、これまでの成果を検証するとともに、本町が抱える課題を明らかにし、基本構想で掲げた将来像の実現と人口減少の克服をめざす5年間の取り組みを明確にしている。</p> <p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人・自然・景観を大切に魅力あふれるまちづくり ・まちの資源と都市近郊を活かした、人でにぎわうまちづくり ・まちが人を育み、人がまちを育む活力と協働のまちづくり <p>【将来像】</p> <p>住む人に快適を 訪れる人に活力を 笑顔で人がつながるまち かわじま</p> <p>首都圏中央連絡自動車道が東北自動車道まで開通したことに伴い、ますます交通の利便性が向上する川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を図るため、計画地は「インター周辺関連開発地域」に位置づけられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
川島町都市計画マスタープラン改訂版(平成25年4月)	<p>第5次川島町総合振興計画・基本構想と同様の基本理念をまちづくりの理念とし、基本方針等を定めている。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力あふれるまちづくり ・自然を想像するまちづくり ・福祉のまちづくり ・町民主体のまちづくり ・安全・安心な街づくり ・多様化する町民ニーズに対応するまちづくり <p>交通の利便性が高い圏央道川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を図るため、計画地は「インター関連開発地域」に位置づけられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。

表6-2(4) 計画等の内容と本事業での配慮した事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
川島町人口ビジョン・川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年10月)	<p>「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地域の特性を踏まえた戦略に基づいてより効果的に人口問題の対策に取り組むために策定された。</p> <p>【基本目標】</p> <p>①若い世代が魅力を感じる子育て支援の充実 ②地域産業の活性化と雇用の創出 ③子どもからお年寄りまでふれあい、安心して健やかに暮らせる地域づくり ④人を呼び込む観光・交流の活性化</p> <p>【主な取り組み】</p> <p>○雇用創出につながる企業誘致の推進及び新たな観光資源の発掘 ・川島インターチェンジ南側地区開発事業 ○新たな観光資源の発掘と交流の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に公園及び緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
川島町6次産業化戦略(平成29年3月)	<p>本事業は、基本目標として地域産業の活性化と雇用確保に向けた、企業集積拠点の拡充に向けての主な取り組みとして位置づけられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工業及び物流を主体とした土地利用により、地域の活性化を促進する。 ・計画地内に緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
KJブランド戦略(平成29年3月)	<p>地域の資源や特性等を見直し、集約することにより、町そのものをブランド化し、これを町民や生産者、関係団体、行政などが、地域全体で共有・発信していくことにより、地域や「モノ」の認知度や評価を高め、域外の「ヒト」や「カネ」を呼び込み、町の経済の活性化を図っていくことを目的として策定された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。
環境総合計画《環境基本計画 一般廃棄物処理基本計画》(見直し版)(令和3年3月)	<p>望ましい環境像「美しい景観・自然との共生 快適で活力ある かわじま」の具現化のために、自然環境の保全、生活環境の保全、快適環境の保全、環境保全活動の推進の4つの施策の基本方針を計画の基幹とし、各施策・事業を町、町民及び事業者それぞれの取り組みとしてまとめたもの。</p> <p>環境保全の目標として、自然環境の保全の目標、生活環境の保全の目標、快適環境の保全の目標、環境保全活動の推進の目標等を掲げている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。 ・工事中は、排出ガス対策型・低騒音型機械の採用や、機械・車両の整備・点検等により建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動等の防止に努める。 ・進出企業に対しては、各種法令や埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 ・計画地内に緑地を整備することにより、周辺環境との調和を図る計画である。 ・建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、進出企業に指導する。

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的として法令等の規定により指定された地域と、計画地及び周辺地域との関連は表 6-3 に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)などに指定されている。

表 6-3 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	調査対象地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全体法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全体法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		国指定鳥獣保護区	×	×	
		県指定鳥獣保護区	×	×	
		特別保護地区	×	×	
鳥獣保護区		×	×		
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域(鉛散弾)		×	○		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	○		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
		○	○	埼玉県生活環境保全体法	
土地 利用 関連	市街化調整区域	○	○	都市計画法	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	地域森林計画対象民有林	×	×	森林法	
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)		×	×	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	×	川島町文化財保護条例
			-	○	坂戸市文化財保護条例
			-	×	川越市文化財保護条例
			-	×	東松山市文化財保護条例
景観 保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域		○	○	埼玉県景観条例
			-	×	川越市都市景観条例

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

6.2.2 その他の配慮すべき地域

本事業の計画地及び周辺地域には、表 6-4 に示すように、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表 6-4 配慮すべき地域とその分布状況

区分	配慮事項	計画地及び周辺地域の状況	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、または悪化するおそれがある地域	計画地の周辺地域には、項目によって環境基準を上回る地域が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び、良好なまたは主として良好な住居の環境を保護すべき地域	計画地の周辺地域には、保全対象となる住居が分布するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等への保水機能	計画地及び周辺地域には水田及び農業用水路が分布しており、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	計画地内は主に水田及び畑地等の耕作地であり、大規模な土地の改変等は行わない。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	計画地内は主に水田及び畑地等の耕作地であり、重要な地形・地質等は存在しない。	×
	災害の危険性のある地域または防災上重要な役割を果たしている地域	計画地及び周辺地域は川島町洪水ハザードマップによると、浸水深が北側は2.0～5.0m未満、南側が5.0m以上の区域となっている。	○
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック、その他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	計画地及び周辺地域には動植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	原生林その他の森林、湿地など多様な生物の生息・生育環境を形成している地域、その他生態系保護上特に重要な地域	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断、及び孤立化の回避	計画地及び周辺地域には動植物の生息・生育空間が存在するため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	計画地の周辺地域には、屋敷林及び寺社等が立地しているため、環境保全上、配慮すべき地域である。	○
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場	計画地及び周辺地域には分布しない。	×
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場	計画地周辺には越辺川等の水辺等が分布しており、「川島町観光ガイドマップ めぐる川島」によれば河川を巡るサイクリングコースが計画地西側に近接している。	○
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	計画地周辺には町指定の文化財が分布しているが、計画地に近接する地域には分布していない。	×

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

計画地は「第 5 次川島町総合振興計画」において、圏央道川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、川島インター産業団地の整備・拡充をするために、「インター周辺関連開発地域」に位置づけられている。

埼玉県は、圏央道の整備に伴い、その周辺の産業立地の優位性が飛躍的に高まることから「第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針(H29～R3)」を策定し、圏央道沿線及び圏央道以北地域における計画的な産業基盤の整備を推進しており、本事業もその施策に寄与するものである。

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

本事業の計画地は、「6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由」でも記載したように、「第 5 次川島町総合振興計画」及び「第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針(H29～R3)」において産業団地の整備・拡充、産業基盤の整備を推進する地域に位置付けられていることから、実施区域の変更は困難である。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 6-3 及び表 6-4 に示した内容を考慮し、本事業における影響の回避、低減について検討を行った。

本事業における影響の回避または低減措置は、表 6-5 に示すとおりである。

表 6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし。	住居等への影響の回避または低減に努める。 なお、一部の項目で環境基準を上回る地域及び災害の危険性のある地域が存在することから、今後の現地調査の状況に応じて、影響の回避または低減に努める。	特になし。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	生物多様性の確保等を目的として、計画地内に公園及び緑地を整備する。	貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避、低減に努める。 動植物の生息・生育空間の分断、孤立化の回避に努める。	特になし。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	計画地内における公園及び緑地を整備する。	計画地の植栽や建築物の色彩等の周辺景観との調和に努める。	特になし。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、公園及び緑地を整備する。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガスの吸収源対策として、各進出企業に対し緑化を促すよう努める。	特になし。